

長岡市公告第82号

成人の定期の予防接種等について（公告）

予防接種法施行令（昭和23年 政令第197号）第5条の規定に基づき、成人の定期の予防接種の実施について次のとおり公告します。

令和7年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

1 種類

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
- (2) 高齢者の帯状疱疹定期予防接種

2 対象者の範囲

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
 - ・65歳の者
 - ・満60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは、呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持つ者（障害1級の者）
 - ※過去に肺炎球菌感染症のワクチン（23価肺炎球菌^{きょう}荚膜ポリサッカライドワクチン）を接種したことがある者は対象外
- (2) 高齢者の帯状疱疹定期予防接種
 - ・令和7年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳になる者
 - ・令和7年度中に100歳以上になる者
 - ・満60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を持つ者（障害1級の者）
 - ※過去に帯状疱疹のワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）を接種したことがある者は原則対象外

3 期間

下記区分の期間における定期予防接種受託医療機関の診療日時

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 高齢者の帯状疱疹定期予防接種
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 場所

定期予防接種等受託医療機関

- (1) 高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種
 - ・「長岡市成人の定期予防接種実施医療機関一覧」のとおり
 - ・その他県内の定期予防接種受託医療機関でも接種を受けられます。
- (2) 高齢者の帯情疱疹定期予防接種
 - ・「長岡市成人の定期予防接種実施医療機関一覧」のとおり
 - ・その他県内の定期予防接種受託医療機関でも接種を受けられます。

5 注意事項

次のいずれかに該当すると認められる者は、接種をさけてください。

- (1) 明らかに発熱している者（通常は37.5℃以上の場合）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

次のいずれかに該当すると認められる者は、医師にご相談ください。

- (1) 心臓血管系疾患・腎臓疾患・肝臓疾患・血液疾患等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全と診断された者又は近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 本剤の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (6) 接種当日の体温が通常より高い者

その他の注意事項

- (1) 接種をした部位が赤くなったり、腫れたり、痛んだり、軽い発熱などが起きることがあります。もし、異常反応や体調の変化さらに高熱・けいれん等の症状があらわれた場合には、速やかに医師の診断を受けてください。
- (2) 接種後は、入浴しても差し支えありません。接種部位を清潔に保ってください。（ただし、注射したところをこすらないでください。）
- (3) 接種当日は激しい運動は避けてください。
- (4) 肺炎球菌の予防接種は接種後約3週間で免疫ができ、5年以上効果が持続すると言われています。